

○千葉市勤労市民プラザ管理規則

平成3年4月1日

規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉市勤労市民プラザ設置管理条例(平成3年千葉市条例第14号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、勤労市民プラザ(以下「プラザ」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請)

第2条 条例第5条第1項の規定によりプラザの施設の使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、千葉市勤労市民プラザ施設使用許可申請書(様式第1号。次項及び次条第1項において「申請書」という。)を条例第3条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に提出しなければならない。

2 プラザの多目的ホール等又は体育館の専用使用に係る使用許可を受けようとする者で、当該使用に係る利用料金の算定において条例別表第2第1項第1号の表若しくは第2号イの表、第2項第1号の表、第2号の表若しくは第4号イの表又は第3項第1号の表若しくは第2号イの表に規定する勤労者団体の区分の適用を受けようとするものは、申請書に添えて、千葉市勤労市民プラザ勤労者団体該当申告書(様式第2号)を提出しなければならない。

3 第1項の規定による申請は、使用しようとする日(2日以上連続して使用するときは、その初日をいう。)の属する月の3月前の月の初日(この日が休館日に当たるときは、その翌日とする。ただし、1月においては、1月4日とし、その日が休館日に当たるときは、その翌日とする。)から受け付けるものとする。ただし、指定管理者が相当の理由があると認め、かつ、プラザの使用に支障がないと認められるときは、この限りでない。

(使用時間)

第3条 指定管理者は、申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは千葉市勤労市民プラザ施設使用許可書(様式第3号。以下「使用許可書」という。)を、許可しないときは千葉市勤労市民プラザ施設使用不許可通知書(様式第4号)を、申請者に交付するものとする。

2 前条第1項及び前項の規定にかかわらず、プラザの体育館を個人使用しようとする者は千葉市勤労市民プラザ体育館個人使用券(様式第5号)を、千葉市長沼原勤労市民プラザの庭球場を使用しようとする者は千葉市長

沼原勤労市民プラザ庭球場使用券(様式第 6 号)を購入することにより、使用許可を受けるものとする。

(使用の取消し)

第 4 条 使用許可を受けた者(前条第 2 項の規定により使用許可を受けた者を除く。以下「使用者」という。)がその使用を取り消すときは、あらかじめ、千葉市勤労市民プラザ施設使用取消届(様式第 7 号)に使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(使用許可に係る事項の変更)

第 5 条 使用者は、条例第 5 条第 1 項後段の規定により許可に係る事項を変更しようとするときは、千葉市勤労市民プラザ施設使用許可事項変更許可申請書(様式第 8 号)に使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは千葉市勤労市民プラザ施設使用許可事項変更許可書(様式第 9 号)を、許可しないときは千葉市勤労市民プラザ施設使用許可事項変更不許可通知書(様式第 10 号)を、使用者に交付するものとする。

(使用許可の取消し)

第 6 条 指定管理者は、条例第 7 条の規定により使用許可を取り消したときは、千葉市勤労市民プラザ施設使用許可取消通知書(様式第 11 号)を、取消しに係る使用許可を受けた者に交付するものとする。

(附属設備利用料金)

第 7 条 条例別表第 2 第 1 項第 3 号の表、第 2 項第 5 号の表及び第 3 項第 3 号の表に規定する附属設備の利用料金に係る規則で定める額は、別表のとおりとする。

(勤労者団体)

第 8 条 条例別表第 2 備考第 1 項に規定する規則で定めるものは、その組織する者の半数以上が市内に住所又は勤務する場所を有する勤労者によって占められる労働組合その他の団体とする。

(使用時間以外に使用する場合の利用料金)

第9条 使用時間以外の時間に使用する場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

(1) 午前5時から午前9時までの間に使用する場合は、使用する時間1時間までごとに、午前(午前9時から正午までの時間をいう。以下同じ。)に係る利用料金の額の3分の1に相当する額に100分の200を乗じて得た額

(2) 午後9時から翌日の午前5時までの間に使用する場合は、使用する時間30分までごとに、夜間(午後5時30分から午後9時までの時間をいう。以下同じ。)に係る利用料金の額の7分の1に相当する額に100分の200を乗じて得た額

(利用料金の割増料)

第10条 条例別表第2備考第4項第1号の入場料の類(次項において「入場料等」という。)とは、入場料その他名目のいかんを問わず直接又は間接に金銭の支出が必要となるものをいう。

2 条例別表第2備考第4項第1号に規定する使用者が入場料等を徴収する場合における規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 入場料等の最高額(消費税相当額を含む。以下この項において同じ。)が500円以下の場合 条例別表第2備考第4項に規定する利用料金の額(以下「利用料金額」という。)に100分の20を乗じて得た額

(2) 入場料等の最高額が500円を超え1,000円以下の場合 利用料金額に100分の40を乗じて得た額

(3) 入場料等の最高額が1,000円を超える場合 利用料金額に100分の60を乗じて得た額

3 条例別表第2備考第4項第2号に規定する商品の展示、宣伝等を行う場合における規則で定める額は、利用料金額の100分の80に相当する額とする。

4 使用時間内において使用の許可を受けた時間(以下「使用許可時間」という。)を超過し、又は繰り上げて専用使用する場合は(次項に定める場合を除く。)の利用料金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

(1) 午前の使用者が使用許可時間を超過して使用する場合は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 超過して使用する時間が午後 5 時までの場合 超過して使用する時間 1 時間までごとに、午後(午後 1 時から午後 5 時までの時間をいう。以下同じ。)に係る利用料金の額の 4 分の 1 に相当する額に 100 分の 120 を乗じて得た額

イ ア以外の場合 次に掲げる額の合計額

(ア) 午後に係る利用料金の額の 4 分の 5 に相当する額に 100 分の 120 を乗じて得た額

(イ) 午後 5 時を超えて超過して使用する時間 30 分までごとに、夜間に係る利用料金の額の 7 分の 1 に相当する額に 100 分の 120 を乗じて得た額

(2) 午後の使用者が使用許可時間を繰り上げて使用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 午前から繰り上げて使用する場合 次に掲げる額の合計額

(ア) 午前の繰り上げて使用する時間 1 時間までごとに、午前に係る利用料金の額の 3 分の 1 に相当する額に 100 分の 120 を乗じて得た額

(イ) 午後に係る利用料金の額の 4 分の 1 に相当する額に 100 分の 120 を乗じて得た額

イ ア以外の場合 ア(イ)に掲げる額

(3) 午後の使用者が使用許可時間を超過して使用する場合 第 1 号イ(イ)に掲げる額

(4) 夜間の使用者が使用許可時間を繰り上げて使用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 午前から繰り上げて使用する場合 次に掲げる額の合計額

(ア) 第 1 号イ(ア)に掲げる額

(イ) 第 2 号ア(ア)に掲げる額

(ウ) 夜間に係る利用料金の額の 7 分の 1 に相当する額に 100 分の 120 を乗じて得た額

イ 午後 5 時前から繰り上げて使用する場合(アに掲げる場合を除く。) 次に掲げる額の合計額

(ア) 午後 5 時前の繰り上げて使用する時間 1 時間までごとに、午後に係る利用料金の額の 4 分の 1 に相当する額に 100 分の 120 を乗じて得た額

(イ) ア(ウ)に掲げる額

ウ ア及びイ以外の場合 ア(ウ)に掲げる額

5 体育館又はエアロビクス室を使用時間内において使用許可時間を超過し、又は繰り上げて専用使用する場合の利用料金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

- (1) 午前9時から午後1時までの使用者が使用許可時間を超過して使用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 超過して使用する時間が午後5時までの場合 超過して使用する時間1時間までごとに、午後に係る利用料金の額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額
 - イ ア以外の場合 次に掲げる額の合計額
 - (ア) 午後に係る利用料金の額に100分の120を乗じて得た額
 - (イ) 午後5時を超えて超過して使用する時間1時間までごとに、午後5時から午後9時までの時間に係る利用料金の額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額
- (2) 午後の使用者が使用許可時間を繰り上げて使用する場合 繰り上げて使用する時間1時間までごとに、午前9時から午後1時までの時間に係る利用料金の額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額
- (3) 午後の使用者が使用許可時間を超過して使用する場合 第1号イ(イ)に掲げる額
- (4) 午後5時から午後9時までの使用者が使用許可時間を繰り上げて使用する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 午後1時前から繰り上げて使用する場合 次に掲げる額の合計額
 - (ア) 午後1時前の繰り上げて使用する時間1時間までごとに、午前9時から午後1時までの時間に係る利用料金の額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額
 - (イ) 第1号イ(ア)に掲げる額
 - イ ア以外の場合 繰り上げて使用する時間1時間までごとに、午後に係る利用料金の額の4分の1に相当する額に100分の120を乗じて得た額

(利用料金の支払)

第11条 利用料金は、使用許可書の交付を受けたときに支払うものとする。ただし、個人使用の場合又は庭球場を使用する場合の利用料金は、個人使用券又は庭球場使用券を購入することにより支払うものとする。

- 2 個人使用の場合において所定の使用時間を超過したときは、使用終了後、千葉市勤労市民プラザ体育館個人使用超過券(様式第12号)を購入することにより当該超過時間分の利用料金を支払うものとする。

(利用料金の減免)

第12条 条例第11条に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 次に掲げる手帳の交付を受けている者が当該手帳を提示して使用する場合

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳

ウ 市長が発行する療育手帳

- (2) 前号に掲げる場合のほか、特に必要がある場合として市長が定める場合

(利用料金の返還)

第13条 条例第12条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となった場合

- (2) 使用期日の2日前までに使用の取消しを申し出た場合

(損傷等の届出)

第14条 プラザの施設を損傷し、又は著しく汚した者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(公告)

第15条 市長は、条例第14条第1項の規定により公募しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) プラザの名称及び所在地

- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

- (3) 指定管理者にプラザの管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)

- (4) 条例第 14 条第 3 項の規定による申請(以下「指定申請」という。)に必要な書類の内容
- (5) 指定申請を受け付ける期間(以下「申請期間」という。)及び次条第 1 項に規定する申請書の提出先
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定申請)

第 16 条 指定申請は、申請期間内に千葉県勤労市民プラザ指定管理者指定申請書(様式第 13 号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 指定期間に属する各年度におけるプラザの管理に関する事業計画書及び収支予算書
 - (2) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人その他の団体(以下「法人等」という。)にあっては、その設立時における財産目録
 - (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類及び法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - (4) 法人でない団体にあっては、役員(代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)の名簿
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、同項第 1 号に掲げる書類及び同項第 5 号に掲げる書類のうち市長が指定したものについて、申請期間内に提出することを要しないこととすることができる。この場合において、同項の規定により指定申請をした者は、市長が定める期日までに、これらの書類を市長に提出しなければならない。

(指定)

第 17 条 市長は、条例第 14 条第 4 項の規定による指定をしたときは、千葉県勤労市民プラザ指定管理者指定書(様式第 14 号)を指定した法人等に交付するものとする。

- 2 市長は、条例第 14 条第 4 項に規定する法人等でないと認めて、指定管理者として指定しないときは、千葉県勤労市民プラザ指定管理者不指定通知書(様式第 15 号)を当該法人等に交付するものとする。

(告示)

第 18 条 条例第 14 条第 5 項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

- (1) プラザの名称
- (2) 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地
- (3) 指定管理者を指定した場合にあっては、指定期間
- (4) 指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部を停止した場合にあっては、その理由
- (5) 管理の業務の一部を停止した場合にあっては、当該停止した業務の範囲

(協定の締結)

第 19 条 指定管理者は、市長とプラザの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) プラザの管理に関する事業計画に関する事項
- (2) プラザの施設の使用の許可に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) プラザの管理に要する費用に関する事項
- (5) プラザの管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) プラザの管理に関して保有する情報の公開に関する事項
- (7) 事業報告書(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 7 項に規定する事業報告書をいう。以下同じ。)その他プラザの管理に関する業務の報告に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第 20 条 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、事業報告書にプラザの管理に関する収支決算書を添付して、市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第 21 条 プラザを使用する者は、係員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用を許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 所定の場所以外において火気を使用し、又は喫煙をしないこと。

- (3) 許可なく物品の展示、販売又はこれらに類する行為をしないこと。
- (4) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、プラザの管理上支障のある行為をしないこと。

(委任)

第 22 条 この規則に定めるもののほか、プラザの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 3 年 9 月 27 日規則第 55 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 29 日規則第 4 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成 9 年 3 月 31 日規則第 34 号)

- 1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定(同表第 2 項の表その他の項に係る部分に限る。)は、同月 16 日から施行する。
- 2 千葉勤労者体育センター管理規則(昭和 56 年千葉市規則第 58 号)は、廃止する。

- 3 この規則の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成 10 年 3 月 23 日規則第 9 号)抄

- 1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 11 月 28 日規則第 75 号)

- 1 この規則は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成 17 年 10 月 11 日規則第 57 号)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条を第 22 条とし、第 13 条を第 21 条とし、第 11 条の次に 6 条を加える改正規定(第

20条に係る部分を除く。)及び様式第6号の次に3様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現にされているこの規則による改正前の千葉市勤労市民プラザ管理規則第3条第1項又は第4条第1項の規定による許可の申請は、それぞれこの規則による改正後の千葉市勤労市民プラザ管理規則第2条第1項又は第5条第1項の規定による許可の申請とみなす。
- 3 この規則の施行の日の前日までの使用に係る使用料の減額若しくは免除又は還付については、なお従前の例による。

附 則(平成20年12月24日規則第70号)

- 1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成22年3月31日規則第43号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別表

1 千葉市蘇我勤労市民プラザ付属設備使用料

区 分	品 名	単 位	使 用 料 午前, 午後, 夜間 各1回につき
舞 台 設 備	クセノンピンスポット	1 台	510 円
	ボーダーライト	1 列	510 円
	平凸レンズスポットライト	1 列	510 円
	フレネルレンズスポットライト	1 列	510 円
	音声調整卓	1 卓	2,100 円
	グランドピアノ	1 台	1,050 円
そ の 他	ビデオプロジェクター	一 式	1,050 円
	オーバーヘッドプロジェクター	1 台	510 円

	カラオケセット	一 式	1,050 円
	音声調整卓	1 卓	2,100 円
	レコードプレーヤー	1 台	300 円
	CDプレーヤー	1 台	300 円
	カセットデッキ	1 台	300 円
	アップライトピアノ	1 台	1,050 円
	陶芸用電気釜	1回につき	3,150 円
	コインロッカー	1回につき	10 円

2 千葉市長沼原勤労市民プラザ付属設備使用料

区 分	品 名	単 位	使 用 料 午前, 午後, 夜間 各 1 回につき
照明設備	庭球場照明設備	1面につき1時間まで	410 円
そ の 他	ビデオプロジェクター	一 式	1,050 円
	オーバーヘッドプロジェクター	1 台	510 円
	液晶ビジョン	一 式	1,050 円
	映像設備 (OHC)	1 台	510 円
	放送設備機器	一 式	1,050 円
	CDプレーヤー	1 台	300 円
	カセットデッキ	1 台	300 円
	アップライトピアノ	1 台	1,050 円
	陶芸用電気釜	1回につき	3,150 円
	コインロッカー	1回につき	10 円

3 千葉県幕張勤労市民プラザ附属設備使用料

区 分	単 位	使 用 料 午前, 午後, 夜間 各 1 回 に つ き
ビデオプロジェクター	一式	1, 0 5 0 円
16ミリ映写機	1台	1, 0 5 0 円
カラオケセット	一式	1, 0 5 0 円
オーバーヘッドプロジェクター	1台	5 1 0 円
液晶ビジョン	一式	1, 0 5 0 円
映像設備 (OHC)	1台	5 1 0 円
スライド映写機	1台	5 1 0 円
CDプレーヤー	1台	3 0 0 円
カセットデッキ	1台	3 0 0 円
陶芸用電気釜		1回につき 3, 1 5 0 円
コインロッカー		1回につき 1 0 円
アップライトピアノ		1回につき 1, 0 5 0 円

様式第1号

千葉県勤労市民プラザ施設使用許可申請書

受付番号

年 月 日

(あて先) 指定管理者

住所
申請者 団体名
氏名
連絡先電話番号 — —
連絡先メールアドレス @

次のとおり使用の許可を申請します。

使用日	年 月 日	
使用プラザ	蘇我 ・ 長沼原 ・ 幕張 勤労市民プラザ	
使用施設及び時間	多目的ホール等	多目的ホール 会議室 () 特別会議室 講習室 ()
		和室 () 創作室 視聴覚室 多目的室 音楽室
		料理実習室 教養文化室 () 職業技能講習室
		使用時間 (:) から (:) まで
使用時間	体育館	屋内運動場 (全館・半館) エアロビクス室
		運動広場 ミーティング室
		使用時間 (:) から (:) まで
付属設備		
使用目的	使用人数 名	
	入場料等 無料 有料 (最高額 円)	
使用区分及び利用料金	一般 ・ 勤労者団体	※ 円
備考		

(注) ※印は記入不要

暴力団の利益となる使用を制限するため、使用の許可等の決定に当たり、暴力団員による使用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。

許可をした後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、許可を取り消します。

様式第2号

千葉県勤労市民プラザ勤労者団体該当申告書

受付番号

年 月 日

(あて先) 指定管理者

住所
申告者 団体名
氏名
連絡先電話番号 — —
連絡先メールアドレス @

千葉県勤労市民プラザの利用料金の算定に際し、勤労者団体の区分の適用を受けたいので、次のとおり勤労者団体であることを申告します。

勤労者団体	所在地	
	名称	
	代表者名	
	連絡先電話	— —
	連絡先メールアドレス	@
勤労者団体の活動内容		
使用プラザ名		
構成人数	人 (うち勤労者 人)	

- (注) 1 団体の構成員の氏名並びに住所又は勤務先名および所在地の分かる名簿を添付してください。
- 2 団体の規約等を定めている場合は、その規約等を添付してください。

様式第3号

千葉県勤労市民プラザ施設使用許可書

許可番号
年 月 日

申請者 団体名

指定管理者 印

次のとおり使用を許可します。

使用日	年 月 日	
使用プラザ	蘇我 ・ 長沼原 ・ 幕張 勤労市民プラザ	
使用施設及び時間	多目的ホール等	多目的ホール 会議室 () 特別会議室 講習室 ()
		和室 () 創作室 視聴覚室 多目的室 音楽室
		料理実習室 教養文化室 () 職業技能講習室
		使用時間 (:) から (:) まで
使用時間	体育館	屋内運動場 (全館・半館) エアロビクス室
		運動広場 ミーティング室
		使用時間 (:) から (:) まで
付属設備		
使用目的	使用人数 名	
	入場料等 無料 有料 (最高額 円)	
使用区分及び利用料金	一般 ・ 勤労者団体	※ 円
備考		

- (注) 1 使用の際はこの許可書をご持参ください。
2 施設内では注意事項を守るとともに係員の指示に従ってください。
3 使用後は整理整頓を行ってください。

様式第4号

千葉県勤労市民プラザ施設使用許可書

第 号
年 月 日

様

指定管理者 印

年 月 日付けで申請のあった勤労市民プラザの施設の使用については、次の理由により許可しないので通知します。

使用施設	
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
許可しない理由	

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第5号

<p>No.</p> <p>千葉県勤労市民プラザ 体育館 個人使用券控</p> <p>屋内運動場・トレーニング室 一般 中・高校生 小学生以下</p> <p>2時間 円</p> <p>指定管理者</p>	<p>No.</p> <p>千葉県勤労市民プラザ 体育館 個人使用券</p> <p>屋内運動場・トレーニング室</p> <p>2時間 円 (1人1回当日限り)</p> <p>指定管理者</p>
---	--

様式第6号

<p>No.</p> <p>千葉市長沼原勤労市民プラザ 庭球場使用券控</p> <p>一般 小・中・高校生 用</p> <p>2時間 円 照明料 円</p> <p>指定管理者</p>	<p>No.</p> <p>千葉市長沼原勤労市民プラザ 庭球場使用券</p> <p>2時間 円 照明料 円</p> <p>(1人1回当日限り)</p> <p>指定管理者</p>
---	--

様式第7号

千葉県勤労市民プラザ施設使用取消届

年 月 日

(あて先) 指定管理者

住所
申請者 団体名
氏名
連絡先電話番号 — —
連絡先メールアドレス @

次のとおり勤労市民プラザの施設の使用を取り消します。

使用施設	
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
許可の年月日及び 許可番号	
使用を取り消す理 由	
添付書類	使用許可書

様式第8号

千葉県勤労市民プラザ施設使用許可事項変更許可申請書

受付番号

年 月 日

(あて先) 指定管理者

住所
申請者 団体名
氏名
連絡先電話番号 — —
連絡先メールアドレス @

次のとおり申請します。

使用施設	
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
すでに受けた許可の 年月日及び許可番号	
変更事項	
その他	

様式第9号

千葉県勤労市民プラザ施設使用許可事項変更許可書

許可番号
年 月 日

住所
申請者 団体名
氏名 様
連絡先電話番号 — —

指定管理者 印

次のとおり許可します。

使用施設	
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
すでに受けた許可の 年月日及び許可番号	
変更事項	
その他	

様式第10号

千葉県勤労市民プラザ施設使用許可事項変更不許可通知書

第 号
年 月 日

様

指定管理者 印

年 月 日付けで申請のあった勤労市民プラザの施設の使用の許可に係る
事項の変更については、次の理由により許可しないので通知します。

使用 許可 事項	使用施設	
	使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
	許可の年月日 及び許可番号	
変更事項		
許可しない理由		

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第11号

千葉県勤労市民プラザ施設使用許可取消通知書

第 号
年 月 日

様

指定管理者 印

次のとおり勤労市民プラザの施設の使用の許可を取り消しましたので、通知します。

取り 消し た使 用許 可の 内容	使用施設	
	使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
	許可の年月日及 び許可番号	
許可を取り消した理由		

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第 1 2 号

<p>No.</p> <p>千葉県勤労市民プラザ 体育館 個人使用超過券控</p> <p>屋内運動場・トレーニング室 一般 中・高校生 小学生以下 1 時間 円</p> <p>指定管理者</p>	<p>No.</p> <p>千葉県勤労市民プラザ 体育館 個人使用超過券</p> <p>屋内運動場・トレーニング室</p> <p>1 時間 円</p> <p>指定管理者</p>
---	--

様式第13号

千葉県勤労市民プラザ指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者 所在地

名 称

代表者の指名

印

連絡先電話番号

— —

連絡先メールアドレス

@

担当者の指名

次の勤労市民プラザの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

施設の名称

様式第14号

千葉市指令 第 号

千葉市勤労市民プラザ指定管理者指定書

様

次の勤労市民プラザの指定管理者として指定します。

年 月 日

千葉市長 印

1 施設の名称

2 指定期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 指定の条件

様式第15号

千葉市指令 第 号

千葉市勤労市民プラザ指定管理者不指定通知書

様

年 月 日付けで申請のあった次の勤労市民プラザの指定管理者の指定については、次の理由により指定しないので通知します。

年 月 日

千葉市長 印

1 施設の名称

2 理由

教示

- 1 この処分についての異議申立ては、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉市を被告として提起することができます。